

◎令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に開始する事業年度の税率

1 法人県民税の税率

(1) 均等割

税 率 適 用 区 分	税率
資本金等の額を有する法人で資本金等の額※が1千万円以下であるもの、公共法人及び公益法人等のうち均等割を課することができないもの以外のもの、一般社団法人及び一般財団法人、人格のない社団等	年額 21,600円
資本金等の額を有する法人で資本金等の額※が1千万円を超え1億円以下であるもの	〃 54,000円
〃 1億円を超え10億円以下であるもの	〃 140,400円
〃 10億円を超え50億円以下であるもの	〃 583,200円
〃 50億円を超えるもの	〃 864,000円

(注1) 均等割には、「秋田県水と緑の森づくり税」として8%相当額が加算されています。

(注2) 上表の税率の適用について、事業年度が1年未満の場合は月割計算した金額とします。

※「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額(又は出資金の額)」に満たない場合には、「資本金と資本準備金の合計額(又は出資金の額)」により均等割の税率を算出します。

(2) 法人税割

税 率 適 用 区 分	税率
資本金の額や出資金の額が1億円を超える法人	法人税額の1.8/100
保険業法に規定する相互会社	
資本金の額や出資金の額が1億円以下の法人など	
法人税額が年1千万円を超える法人	〃 1/100
法人税額が年1千万円以下の法人	

(注1) 法人税割には、令和8年3月31日までに終了する各事業年度分の税率に超過課税が適用されています。(令和2年6月議会において、適用期間を5年間延長しました。)

(注2) 事業年度が1年未満の場合は課税標準となる法人税額を月割により算出します。

2 法人事業税の税率

(1) 外形標準課税法人

資本金の額や出資金の額が1億円を超える法人(公益法人等、特別法人、人格のない社団等、投資法人等を除く)

税 率 適 用 区 分		税率
付加価値割	報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料、単年度損益の合計額	付加価値額の 1.2/100
資 本 割	資本金等の額※	資本金等の額※の 0.5/100
所 得 割	所得のうち年400万円以下の金額	所得の 0.4/100
	〃 年400万円を超え800万円以下の金額	〃 0.7/100
	〃 年800万円を超える金額	〃 1/100
	3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人	〃 1/100

(注) 事業年度が1年未満の場合は課税標準となる額を月割により算出します。

※「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額(又は出資金の額)」に満たない場合には、「資本金と資本準備金の合計額(又は出資金の額)」を課税標準額とします。

(2) 外形標準課税法人以外の法人

法人の種類	税率適用区分	税率
普通法人	所得のうち年400万円以下の金額	所得の 3.5/100
	〃 年400万円を超え800万円以下の金額	〃 5.3/100
	〃 年800万円を超える金額	〃 7/100
〔一般の法人、人格のない社団や財団など〕	3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人で資本金の額や出資金の額が1千万円以上のもの	〃 7/100
特別法人	所得のうち年400万円以下の金額	〃 3.5/100
	〃 年400万円を超える金額	〃 4.9/100
	3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人で資本金の額や出資金の額が1千万円以上のもの	〃 4.9/100
電気供給業(小売電気事業等及び発電事業等を除く。)、一定のガス供給業、保険業を行う法人		収入金額の 1/100
電気供給業(小売電気事業等及び発電事業等に限る。) 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人		収入金額の 0.75/100 付加価値額の 0.37/100 資本金等の額※の 0.15/100
電気供給業(小売電気事業等及び発電事業等に限る。) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人等		収入金額の 0.75/100 所得の 1.85/100

(注) 上表の税率適用区分のうち所得の適用について、事業年度が1年未満の場合は月割計算した金額とします。

※「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額(又は出資金の額)」に満たない場合には、「資本金と資本準備金の合計額(又は出資金の額)」を課税標準額とします。

3 特別法人事業税(国税)の税率

区分		税率
外形標準課税法人		法人事業税所得割額の 260/100
外形標準課税法人以外の法人	所得を課税の基礎とする法人(普通法人、公益法人等)	〃 所得割額の 37/100
	所得を課税の基礎とする法人(特別法人)	〃 所得割額の 34.5/100
	収入金額を課税の基礎とする法人(小売電気事業等及び発電事業等を除く。)	〃 収入割額の 30/100
	収入金額を課税の基礎とする法人(小売電気事業等及び発電事業等に限る。)	〃 収入割額の 40/100

4 予定申告額の計算方法

区分	税額の計算
法人県民税法人税割	前事業年度の法人県民税法人税割額 $\times 6 \div$ 前事業年度の月数
法人事業税	前事業年度の法人事業税額(割ごとの額) $\div$ 前事業年度の月数 $\times 6$
特別法人事業税(国税)	前事業年度の特別法人事業税額 $\div$ 前事業年度の月数 $\times 6$

(注1) 上表の他、法人県民税均等割も申告します。

(注2) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に開始する事業年度の計算とは異なるため御注意ください。